

## プログラム応募規約

この応募規約（以下「本規約」といいます。）は、日油株式会社（以下「日油」といいます。）からの委託を受けて株式会社サムライインキュベート（以下「サムライ」といいます。）が運営するプログラム（以下「本プログラム」といいます。）への参加に際して、遵守していただく事項を定めています。本プログラムに応募することにより、本規約および募集要項に同意したものとみなします。

本規約をご確認いただき必要事項をご記入のうえ、応募フォームよりご応募ください。

### <対象となるプログラム>

プログラム名：日油「公募型产学委託研究」

募集期間：2021年12月2日～2022年1月31日

事業実施者：日油株式会社

事業受託者：株式会社サムライインキュベート

### 1. 定義

- (1) 「応募者」とは、本規約に同意して本プログラムに応募した法人または個人をいいます。
- (2) 「アイデア」とは、応募者が応募時または本プログラム参加において考案・作成した一切の提出物（媒体を問わず、技術詳細や文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェアおよびプロトタイピングしたハードウェアならびに本プログラムにおけるプレゼン内容を含みこれらに限定されません。）で、本プログラム実施期間中に日油およびサムライに提出するものをいいます。
- (3) 「チームメンバー候補」とは、本プログラムにおける応募者のアイデアの実現可能性を検討し、応募者と共同してアイデアの事業化を実行する候補となる個人をいいます。

### 2. 本プログラムの目的

本プログラムは、日油のビジョン実現のための一つの取組として、「バイオ化学品」と「熱制御素材」において技術力とアイデア力に優れたテクノロジー系スタートアップや社会実装したい技術を持つ有望な大学・研究機関の研究者を対象に技術公募を行い、協創による研究開発を実施し、将来の事業化に向けた機会を提供することを目的としたものです。

ただし、日油およびサムライは、本プログラムにおける応募者のアイデアすべてについて事業化を検討し、また事業化する義務を負うものではありません。

### 3.アイデアの事業化について

- (1) 応募者は、日油から事業化の申し入れがあった場合には、アイデアの事業化に必要なライセンスの付与および必要なアイデアの開示など日油から申し入れのあった事項について誠意をもって対応するものとします。
- (2) 応募者と日油は、アイデアの事業化を行う場合、必要な使用許諾、実施許諾、実証実験および開発に関する契約を別途締結するものとします。
- (3) サムライがアイデアの事業化推進のためにコンサルティングを実施する場合であっても、サムライが事業化のための実証実験または開発の主体となるものではありません。
- (4) 日油およびサムライは、アイデアの事業化の実現について保証しません。また、各審査・選考結果の理由等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

### 4.宣伝について

日油およびサムライは、アイデアの概要や本プログラムの様子（記録写真・映像）を、広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイト（SNSを含む。）やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができるものとします。

ただし、宣伝販促物を構成するアイデアの概要および写真等について権利を有する応募者から事前に協議の申し入れを受けた場合には、掲載内容について当該応募者と協議するものとします。

### 5.機密保持義務および機密アイデアの取扱いについて

- (1) 応募にあたってご提供いただいたアイデアについては、応募者の事前の承諾がない限り、本プログラム実施のために必要な日油、サムライ、およびチームメンバー候補（以下「日油およびサムライ等」という。）の範囲で利用します。
- (2) 応募にあたってご提供いただいたアイデアについては、本プログラムの目的を実現するための以下の利用目的以外に利用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。
  - ① 応募者の審査・選考のため
  - ② 採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
  - ③ アイデアを統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成のため
  - ④ 日油およびサムライ等からの支援情報提供のため
  - ⑤ 本プログラムの宣伝・広告のため

(3) 応募者は、応募いただいた内容および関連するアイデアについて、日油およびサムライ等での審査目的でのみ扱われること、および秘密保持契約の締結をしないため、応募者が日油およびサムライ等に開示できると判断したアイデアのみ開示することを理解し、合意することとします。

(4) 権利化されていない未公知のアイデアの開示を日油およびサムライ等が受ける際には、複数の応募者から類似または同等の内容を含むアイデアを受取る可能性があるだけでなく、日油およびサムライ等内でも当該アイデアの内容と類似または同等の研究が進められている可能性があります。したがって、日油およびサムライ等は応募者から受取るアイデアに未公知のアイデアが含まれていた場合、日油およびサムライはその内容にかかるオリジナリティーの帰属や知的財産権の保護について、責任を負いません。そのため、対応策として、応募者は以下のいずれかからご選択をお願いします。

- ① 応募する前に、未公知と考えられるアイデアについて論文投稿等による公知化を行うか、あるいは特許を出願する。
- ② アイデアに記述する内容を限定し、未公知のアイデアを含めない範囲で記述する。
- ③ アイデアに未公知のアイデアが含まれている可能性がある場合でも、日油およびサムライ等に対してオリジナリティーの帰属確認や知的財産権の保護を求める。

本プログラムの趣旨を勘案すれば、①の方法が最も望ましいと考えられます。なお、面談審査にあたって、応募者が特に希望される場合、機密保持契約の締結を行う場合があります。

(5) 本プログラムの応募にあたり、日油およびサムライ等に提出されたアイデアについては返却いたしません。

## 6.個人情報の取扱いについて

(1) 本プログラム応募の際に登録した個人情報は、サムライが取得および管理するものとします。サムライの個人情報の取扱いについては、「プライバシーポリシー」(<https://www.samurai-incubate.asia/privacy-policy/>) に定めておりますのでご確認ください。

(2) 応募者は、自己の個人情報を以下に定める態様でサムライおよび日油に提供することについて事前に同意するものとします。

提供される場面	提供先	提供される項目	提供先第三者の利用目的
本プログラムへの応募時	・日油	・勤務先団体 ・所属 ・氏名 ・メールアドレス ・電話番号 ・事業内容 ・アイデア、その他、 本プログラム申込画面にて登録した内容	・本プログラム応募における応募者の確認および審査をするため ・応募者に対する連絡事項の通知その他本プログラムに必要な範囲で応募者に連絡を取るため

(3) 本プログラムの結果、応募者のアイデアが日油により事業化される場合、当該事業化のために必要な応募者の個人アイデアの取得およびその取扱いについては日油と応募者との間に締結される契約等により定めるものとします。サムライは当該契約等の内容について一切関与しないものとします。

## 7.規則・指示等の遵守について

- (1) 応募者は、本プログラムへの応募にあたっては本規約を遵守するとともに、本プログラム中は、日油およびサムライが適宜行う指示等に従うものとします。
- (2) 日油またはサムライは、応募者が指示等に従わない場合、日油およびサムライ等もしくは他の応募者に迷惑を及ぼす行為をする場合、応募時情報に虚偽がある場合またはその他公の秩序を害する場合等、本プログラムの運営に支障が生じると判断したときは、当該応募者に対し、審査・選考の中止または本プログラムへの参加を差し止めができるものとします。なお、これにより応募者等に損害や不利益等が生じた場合であっても、日油およびサムライは何らの責任を負わないものとします。
- (3) 応募者は、本プログラムに応募する技術について第三者の権利を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (4) 日油およびサムライは、法律に別段の定めがある場合を除き、名目の如何を問わず、応募者が本プログラムへ応募または参加した結果、応募者に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負わないものとします。

## 8. 応募者による本プログラムの内容等の公開について

応募者は、本プログラムの内容、審査・選考の状況、内容および結果、ならびに日油およびサムライ等から提供された取り組み事例情報等のアイデア提供資料については、第三者に開示してはならないものとします。

ただし、応募者は本プログラムの広告宣伝のために、本プログラムが実施されているという事実についてのみウェブサイト（SNSを含む。）、チラシおよびパンフレット等の宣伝販促物に掲載することができます。

## 9. 責任

(1) 応募者が本プログラムへの応募または参加に伴い損害を被った場合、当該損害（直接かつ通常の損害に限定され、弁護士費用を含みません。）が生じた原因が、日油またはサムライの故意または重過失によるものである場合は、日油またはサムライは当該損害を賠償するものとし、日油またはサムライは本項に定める以外の責任を負わないものとします。

(2) 応募者が、本プログラムへの応募または参加に際し、日油またはサムライに損害を与えた場合、応募者はその損害を賠償するものとします。また、応募者が本規約に違反したことにより第三者との間で生じたクレーム・紛争については、応募者と当該第三者との間で処理・解決するものとし、日油およびサムライに対し、一切迷惑をかけず、補償等の請求を行わないとします。

## 10. 誠実協議

本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、日油、サムライおよび応募者の間で誠意をもって協議し解決するものとします。

## 11. 準拠法、管轄

本規約は、日本法を準拠法とし、応募者と日油またはサムライとの間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2021年12月2日制定・施行